

住まいをもっと快適に。



株式会社 **タイヘイ**



0120-339-168

〒780-8010 高知市棧橋通6丁目8-39

代表：(088) 831-1888

太陽光発電設置のお客様へ

重要!

2019年問題とは!?

他人事ではありません!



余剰電力買取期間は10年です!

1 電力会社の
買取義務は
なくなる!?

2 余剰電力の
買取価格が
大幅に下がる!?

3 余った電気は
自家消費する
時代になった!?

お客様の疑問にお答えいたします!

2019年問題について詳しく知っておきたい!という方のために...

講習会を開催いたします!

対象：太陽光発電設置のお客様

内容：『2019年問題について』

日程：11月17日(土)

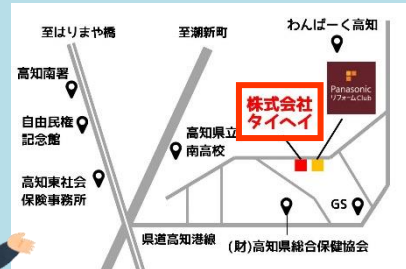
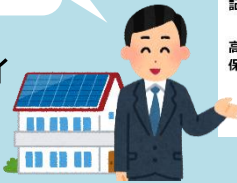
無料

第1部 10:00~11:00

第2部 13:00~14:00

弊社事務所2階にて
開催いたします!
お気軽にご参加ください!

場所：株式会社タイヘイ



講習会は予約制です。ご希望の方はタイヘイまでご連絡ください。

講習会の前に...2019年問題って?

現在の固定買取制度が10年を迎えると...
電力会社に売電できる権限がなくなってしまう!

【2009年以前に設置したお客様が対象です】

という事は皆様ご存知でしょうか?知っている方もいらっしゃるかと思いますが、全く知らなかった!というお客様の方が多いと思います。これが**2019年問題**なのです!



高知県の太陽光発電の年間発電量平均が、太陽光発電 1kwh あたり 1,151kwh です。
以前は 1kwh に対して 48 円で売電できていたものが、今後買取がなくなる又は買取があっても約 7~8 円と大幅に減少する見込みです。

今後は電力会社に売るよりも自家消費がお得!なのです...!!

例) 4kwhシステムのお客様の場合

1,151kwh x 4kwh x 48円 = 220,992円 (年間売電額)

1,151kwh x 4kwh x 8円 = 36,832円 (年間売電額)

差額はなんと... -184,160円!



どうしよう...

そこで!それぞれのお客様の状況に合わせた
自家消費の方法・対策を講習会にてご説明いたします!

講習会・太陽光については弊社までご連絡ください。